

労働条件通知書（別紙）

無期転換申込機会・転換後の労働条件（労基則5条5項・6項）

殿

交付年月日

事業場名称

所在地

使用者職氏名

印

当社は、次の有期労働契約の締結にあたり、労働基準法施行規則5条5項・6項にもとづき、無期転換申込みに関する事項と、転換後の労働条件を次のとおり明示します。

対象となる有期労働契約

契約期間 年 月 日～ 年 月 日

通算契約期間

無期転換申込みに関する事項

本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結を申し込むことにより、本契約期間の末日の翌日（ 年 月 日）から、無期労働契約での雇用に転換することができます。

申込みの方法

本契約からの労働条件の変更の有無 無・有（下記のとおり）

転換後の労働条件（本契約からの変更点）

- 契約期間 期間の定めなし（ 年 月 日から）
- 就業の場所（雇入れ直後）（変更の範囲）
- 従事すべき業務の内容（雇入れ直後）（変更の範囲）
- 始業・終業の時刻、休憩時間
- 賃金
- 退職に関する事項
- 上記以外の労働条件

留意事項

転換後の労働条件を定めるにあたっては、他の通常の労働者とのバランスを考慮した事項について、労働者に説明するよう努めることとされています。

本書は、有期労働契約の締結・更新時に交付する労働条件通知書と一体のものとして交付します。

※ 本書は労働基準法15条1項・同法施行規則5条にもとづく労働条件の明示として交付するものです（厚生労働省のモデル労働条件通知書の項目を参考にした独自書式）。書面の交付に代えてFAX・電子メール等で明示できるのは、労働者が希望した場合で、出力して書面を作成できるものに限られます（労基則5条4項）。